

	審査基準の項目	具体的な内容	ねらい
設置主体の評価	1 法人の経営状況	法人は、経営状況が良好であり、施設の運営に支障をきたさないか。（直近の経営状況）	施設運営の持続性・継続性の観点から、法人の経営状況に支障がないかを確認。
	2 法人の事業実績	法人は、同種サービス又は介護サービスの事業実績を有しているか。	福祉サービスの事業実績だけでなく、同種サービス又は他の介護サービスの事業実績を有することが、信頼性の高い事業運営が可能と考えられるため、事業の実績を確認。
	3 実地指導等の指導状況	行政機関による、福祉サービス又は介護サービスの実地指導等において指導を受けたことがあるか。（直近の指導状況）	実地指導等の指導内容により、適正に事業運営がなされているかを確認。
	4 金融機関の同意	金融機関からの借入金がある場合、転換の承諾を得ているか。	金融機関からの承諾の有無により、当事業の実現性があるかを確認。
	5 防災面での貢献度	山形市と福祉避難所の協定を締結するなど、地域に対する防災面での協力体制はどうか。	災害時に備えて、要援護者の支援を含め地域や市との連携など、施設としての防災面での貢献度を確認。
設置主体の評価	6 介護サービス相談員派遣事業への協力	山形市が進める介護サービス相談員派遣事業への協力が予定されているか。	介護サービスの質の向上と利用者への適切な支援を行うため、介護サービス相談員派遣事業への協力予定を確認。
	7 有料老人ホーム情報提供制度への協力	有料老人ホーム情報提供制度に基づく重要事項説明書の提出に協力しているか。（令和3年度の提出状況）	高齢者が適切に有料老人ホーム等を選択できるよう情報を公表するため、山形市が重要事項説明書の提出を求めていることに対して協力しているかを確認。
	8 防災対策及び感染症対策	想定される災害に対する避難確保計画等の策定や避難訓練が実施されているか。また、感染症について対策委員会の開催や職員研修の実施等必要な体制が構築されているか。	入居者の安全確保の体制や、災害・感染症が発生した場合でも必要なサービスが提供できる体制が構築されているかを確認。
	9 医療的ニーズへの対応	看護職員に対して、定期的な研修の機会を確保しているか。	医療依存度が高い介護サービス利用者の増加に対応するため、看護職員への研修機会の確保が図られているかを確認。
	10 地域住民の理解への取組	地域住民から理解を得られているか。	特定施設入居者生活介護に転換することについて、利用者や地域住民等に対する説明がなされ、理解が得られているかを確認。
	11 利用者の引継ぎ	転換後における現在の利用者の引継ぎは、問題なく行われるか。	現在の利用者に対して、サービス提供が困難であることが想定される場合、適切な引継ぎを行うこととなっているか、具体的な対応を確認。